

柏原市自動販売機設置に関する仕様書

1 物件の概要

(1) 設置場所及び設置台数

物件一覧表及び物件明細書のとおり

(2) 売上実績

物件明細書のとおり

※過去の実績であり、売上本数を保証するものではありません。

2 設置条件

(1) 用途

飲料水等及び食品の販売であり、飲料水等は、缶、ペットボトル又は紙パック飲料の組み合わせとし、酒類(ノンアルコールビール等のアルコール疑似飲料を含む。以下同じ。)は含まないものとします。

(2) 施設使用許可

自動販売機の設置場所の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく行政財産使用許可とします。

行政財産使用許可は毎年手続きが必要です。

(3) 事業期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(予定)の5年間とします。

(4) 使用料

行政財産使用料条例(昭和41年柏原市条例第11号)第3条及び行政財産使用料条例施行規則(昭和41年柏原市規則第2号)第2条により算定した額とします。

金額は年間約134,000円です。実際の金額は自動販売機の設置面積によります。また、3年ごとに見直しがあり、令和10年度に見直しされる予定です。

なお、使用料は、柏原市が指定する方法で、納入期限までに全額納入してください。

※回収ボックスの設置は、使用料の対象外とします。

(5) 収益加算金

行政財産使用料条例第3条ただし書きの規定に基づき徴収します。

収益加算金は、設置した自動販売機の各月ごとの売上合計金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)に、設置事業者が提示した収益加算率を乗じた金額とします。

ただし、自動販売機の食品の売上額については、売上合計金額から除外します。

なお、当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

収益加算金は、毎月、柏原市が指定する方法で、毎月末までに全額納入してください。

(6) 最低収益加算率

最低収益加算率は、18.0%とします。収益加算率提案書（様式5）には、18.0%以上の率を記入してください。

(7) 収益状況等の報告

設置事業者は、毎月ごとに売上金額が確認できる販売実績を書面やインターネットを利用した方法等により柏原市に報告してください。なお、柏原市が販売実績の算定根拠となる数値（カウンターの確認等）、資料等の確認を申し出た場合には、速やかにこれに応じるものとします。

(8) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。ただし、設置する全ての自動販売機の電気代は、収益加算金に含むものとします。

なお、自動販売機の設置及び撤去については、物件明細書に記載の施設所管課に連絡をし、承諾を得てから行ってください。また、自動販売機が置かれていない空白期間・時間をなるべく短くするため、作業日時などについて前自動販売機設置業者とも連絡を取り、円滑に撤去・設置が進むように調整してください。

(9) 公共施設等再編整備事業、施設の大規模改修及び設置主体の変更による自動販売機の移設・撤去

公共施設等再編整備事業や大規模修繕による施設の統廃合・一時閉鎖及び自動販売機の設置主体の移管により、自動販売機の移設・撤去が必要となります（物件番号9番、14番、16～20番。詳細は物件明細書を確認してください）。

一時撤去が必要な施設については、当該期間中は売り上げが無いものとして収益加算率を計算してください。

なお、物件番号21番（仮称）市民交流センターの整備計画概要は下記WEBサイト記載の通りです。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2024070900051/>

（仮称）市民交流センター整備工事 基本設計

3 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- (1) 行政財産使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに必ず納入すること。
- (2) 食品の取扱については品目等により食品衛生法等に基づく許可や届出等が必要な場合があるため必要な手続きを行っておくこと。また使用期間中に取消等を受けないこと。
- (3) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 設置する機器は、可能な限り節電・省エネルギーに配慮すること。

- (5) 物件明細書で指定する個別条件の機能を確保すること。
- (6) 酒類の販売は、行わないこと。
- (7) メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。

4 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- (1) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、販売品目については、多品種、多品目で一般市場において認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。商品の賞味期限が切れた商品が販売されないように注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 設置事業者は、販売品目の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを自動販売機を設置する施設内に設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。なお、市で回収ボックスの缶・ペットボトルを回収し敷地の別の場所に集積した場合はその分も回収すること。
- (3) 事業を実施するにあたっては、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分確認したうえで、転倒防止策等の安全対策を講じること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (6) 販売品の補充・廃棄物の搬出等の作業時間及び経路については、柏原市の指示に従うこと。
- (7) 柏原市と協議を行わず、自動販売機を撤去しないこと。

5 使用許可の取消し及び変更

使用許可は次の場合に取消・変更することがあります。その場合は損失補償をしません。収益加算率については変更協議に応じます。

- (1) 当該設置場所を公用もしくは公共用に供する必要が生じた場合
- (2) 使用者が許可条件（柏原市自動販売機設置業者公募実施要領、当仕様書及び行政財産使用許可書に記載の条件）に違反した場合
- (3) 許可物件を自動販売機設置以外の目的で使用した場合
- (4) 施設自体が廃止された場合

6 原状回復

設置事業者は、許可期間が終了した場合又は許可を取消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を柏原市に請

求することができません。

7 その他

使用許可の期間中に、当該事業とは別に実証試験事業としてその他自動販売機等の設置を相談する場合があります。